

令和 8 年度 第 1 回 港区 中小企業振興審議会 次 第

令和 8 年 6 月 2 日（火）午前 1 0 時

札の辻スクエア 8 階 活動室

議題

- 1 開 会 ・ 挨 拶
- 2 港区中小企業振興審議会について
- 3 委員・区職員紹介
- 4 会長選任
- 5 諮 問
- 6 港区長挨拶
- 7 報 告：（仮称）港区産業・観光振興プランの策定について
- 8 質疑応答・意見交換
- 9 その他（連絡事項）
- 10 閉 会

【配布資料】

- 資料 1-1 港区中小企業振興審議会について
- 資料 1-2 港区中小企業振興審議会条例及び同施行規則
- 資料 2 港区中小企業振興審議会委員名簿
- 資料 3 （仮称）港区産業・観光振興プラン策定のスケジュール
- 資料 4 （仮称）港区産業・観光振興プラン策定に係る基礎調査概要と港区を取り巻く社会経済・観光の動向
- 資料 5 （仮称）港区産業・観光振興プランの位置づけと今後の方向性について
- ※ 区長諮問文
- ※ 第 5 次港区産業振興プラン策定に係る基礎調査報告書及び概要版（冊子）
次期港区観光振興プラン策定に係る観光動態基礎調査報告書及び概要版（冊子）
- ※ MINATO ビジョンについて
- ※ 座席表

第 2 回港区中小企業振興審議会

令和 8 年 7 月 8 日（水）13：30～15：30 に開催予定

港区中小企業振興審議会について

- 区内中小企業の振興発展に寄与するため、「港区中小企業振興審議会条例」により区長の付属機関として設置しています。区長の諮問に応じ、中小企業振興の基本施策に関することについて審議し、答申する機関です。
- 19名以内（学識経験者7名以内、区議会議員4名以内、産業団体代表者4名以内、関係行政機関の職員4名以内）で構成することとされており、任期は2年です。
（現在の委員は18名、任期は令和7年6月13日から令和9年6月12日までです。）
- 近年は、港区の産業振興施策の概要を体系的に示す計画書である「港区産業振興プラン」を策定（または改定）する際に、産業振興・中小企業振興施策について答申をいただいています。
- 今回のプランから従来別々に策定していた「港区産業振興プラン」と「港区観光振興プラン」を結合し、「（仮称）港区産業・観光振興プラン」として策定します。観光消費の地域経済への波及、MICE・スタートアップ・ナイトタイムエコノミーなど産業と観光が相互に関連する分野の広がりを踏まえ、総合的かつ戦略的な施策展開を図ります。なお、観光振興に関する議題を審議するため、審議会の回数を従来よりも増やし、全7回開催する予定です。
- （仮称）港区産業・観光振興プラン（計画年度：令和9年度～12年度）の策定にあたっては、人口減少や人手不足、物価高騰に加え、DX・生成AIの進展、国際都市間競争の高度化、観光需要の回復など、産業・観光を取り巻く環境変化を踏まえる必要があります。こうした状況を踏まえ、持続可能な地域経済と都市観光の実現に向けた施策について答申をいただくため、港区中小企業振興審議会を開催いたします。

○港区中小企業振興審議会条例

昭和五十八年九月十七日

条例第二十六号

(設置)

第一条 区内中小企業の振興発展に寄与するため、区長の附属機関として、港区中小企業振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第二条 審議会は、区長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議して答申する。

- 一 中小企業振興の基本施策に関すること。
- 二 その他区長が特に必要と認める事項

(組織)

第三条 審議会は、次の各号に掲げる者で、区長が委嘱する委員十九人以内をもつて組織する。

- 一 学識経験者 七人以内
 - 二 区議会議員 四人以内
 - 三 産業団体代表者 四人以内
 - 四 関係行政機関の職員 四人以内
- 2 委員の任期は、二年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第四条 審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、区長が委嘱する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の設置及び権限)

第五条 審議会に会長を置き、第三条第一項第一号の委員のうちから委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(招集)

第六条 審議会は、会長が招集する。

(定足数及び表決数)

第七条 審議会は、委員及び議案に関係のある臨時委員の二分の一以上の出席がなければ開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わることはできない。

(委任)

第八条 この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

○港区中小企業振興審議会条例施行規則

昭和五十八年九月十七日

規則第四十五号

改正 平成一〇年三月二日規則第二三号

平成一〇年三月三十一日規則第七六号

平成一八年三月三十一日規則第一〇〇号

(趣旨)

第一条 この規則は、港区中小企業振興審議会条例（昭和五十八年港区条例第二十六号。以下「条例」という。）第八条の規定に基づき、港区中小企業振興審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第二条 条例第三条第一項第二号の区議会議員は、次の各号に掲げる職にある者をもつて充てる。

- 一 議長
- 二 副議長
- 三 区民文教常任委員会委員長
- 四 区民文教常任委員会副委員長

(会議の招集)

第三条 会長は、会議を招集しようとするときは、審議事項、日時、場所その他必要な事項を、開会の日前五日までに、委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(答申)

第四条 会長は、会議において議決した事項を、遅滞なく区長に答申しなければならない。

(会議録の作成保存)

第五条 会長は、会議録を調製し、これを保存しなければならない。

(幹事)

第六条 審議会に幹事を置き、区の職員のうちから区長が任命する。

2 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、産業・地域振興支援部産業振興課がこれを行う。

(委任)

第八条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成一〇年三月二日規則第二三号）

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

付 則（平成一〇年三月三十一日規則第七六号）

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

付 則（平成一八年三月三十一日規則第一〇〇号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

資料2

港区中小企業振興審議会委員名簿

所属等		氏 名
学識経験者	慶應義塾大学 教授	田 中 幹 大
	東京科学大学 名誉教授	橋 本 正 洋
	株式会社価値総合研究所 執行役員	山 崎 清
	株式会社アカデミック・ギャングスター 代表取締役	中 川 卓 也
	中小企業診断士	山 川 美 穂 子
	中小企業診断士	高 橋 美 紀
	淑徳大学	朝 倉 は る み
区議会議員	議 長	土 屋 準
	副 議 長	玉 木 ま こ と
	区民文教常任委員会 委員長	や な ざ わ 亜 紀
	区民文教常任委員会 副委員長	白 石 さ と 美
産業団体代表者	港区商店街連合会 会長	臼 井 浩 之
	港区産業団体連合会 会長	井 口 修 一
	東京商工会議所港支部 会長	新 保 雅 敏
	一般社団法人港区観光協会 会長	渡 邊 仁 久
関係行政機関	公益財団法人東京都中小企業振興公社 城南支社長	堀 切 川 祐 子
	地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター 地域支援部城南支所 支所長	櫻 庭 健 一 郎
	東京信用保証協会 八重洲支店副支店長	久 保 田 賢 次

※敬称略

(仮称) 港区産業・観光振興プラン 策定スケジュール (案)

5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	◎第1回審議会【6/2 火】 諮問・基礎調査結果・社会情勢・プランについて	◎第2回審議会【7/8 水】 施策について（中小企業支援）	◎第3回審議会【7/28 火】 施策について（商店街支援）	◎第4回審議会【8/31 月】 施策について（観光振興）		★庁議（素案について） ★常任委員会（素案の報告）		★常任委員会（パブコメ報告） ◎第6回審議会【1/19 火】 パブリックコメントについて 答申案について	◎第7回審議会【2/4 木】 プラン策定について（答申）	
	●第1回観光分科会【6/24 水】 基礎調査結果・課題整理・施策の方向性について	●第2回観光分科会【7/23 木】 観光振興施策案について				◎第5回審議会【11/4 水】 プラン素案について				
素案作成						パブコメ		案の作成	調整・印刷	

(仮称) 港区産業・観光振興プラン策定に係る基礎調査概要と港区を取り巻く社会経済・観光の動向			資料4
基礎調査結果の概要			港区を取り巻く社会経済・観光の動向
産業	ものづくり・IT関連／商業・サービス業関連調査 【景況感】 ・業況、売上高、営業利益いずれもポジティブに捉えている事業者が多い。 【区内立地のメリット・デメリット】 ・メリット：「交通至便で地理的にも便利」「企業イメージアップ」「取引先から近い」「企業や人口密集など大規模市場が至近」 ・デメリット：「建物・施設の賃貸借の費用が高い」「人件費が高い」、「通勤時間が長く、コストも高い」「競争相手が多く、競争が激しい」 【経営上抱えている問題点】 ・「必要人材の不足」「従業員の高齢化」「賃料・地代の高さ」 【区に望む支援】 ・「従業員の福利厚生支援」「融資あっせん等資金繰り支援」「人材確保支援」 【今後、重点的に取り組みたいと考えていること】 ・「人材確保」「経営力の強化」「人材育成」 【港区立産業振興センターについて】 ・認知度は3割強と低い ・期待することは「事業承継・M&Aに関する相談会の開催」「女性・若者・高齢者の起業・就労支援」「区内企業同士のマッチングイベントの開催」「女性・若者・高齢者の企業・就労支援」 →人材確保、事業承継、賃料負担、DX対応が共通課題であり、資金繰り支援に加え、省力化投資、デジタル活用、人材育成等を組み合わせた伴走型支援が必要である。	港区民調査 【買い物環境】 ・「利用しやすい」と回答した区民は約6割強。地区別では、麻布地区は約7割強に対し、赤坂地区は約5割強 【地域が賑わうために活用できるもの】 ・「地元商店街」「祭り、イベント」「運河、公園」 【商店街・地域発展のために必要なこと】 ・「核になる店舗（大型店等）の誘致」「歩道の拡幅など道路整備」「歩車分離」「不足業種を補う」「駐車・駐輪場の整備」 【みなトクPAYの利用状況】 ・認識度は6割強、何らかの形での利用は約3割 ・期待することは「より多くの店舗で利用できるようになってほしい」「ポイントの還元率を上げてほしい」 産業団体へのヒアリング調査 【課題】 ・業界全体の需要縮小 ・会員数の減少、会員の高齢化、後継者不足 ・再開発に伴う既存店舗の移転・閉店 【区に求める支援】 ・港区独自の支援策の積極的な情報提供（プッシュ型） ・他業種団体との交流や連携の場の創出、交流イベント等の企画 ・補助制度は多数あるが、より活用しやすいものにしてほしい →商店街や産業団体は地域コミュニティの基盤であり、再開発と地域商業の共存、担い手確保、デジタル活用を一体的に支援する必要がある。	1．日本経済の見通し ・米国関税や中東情勢等の影響により、物価高騰や世界経済の先行き不透明感が継続 ・人材不足やDX・生成AI対応を背景に、省力化・生産性向上に向けた投資が拡大 ・区内中小企業の景況は回復傾向にある一方、人材不足やコスト増が経営課題となっている 2．深刻化する人手不足と人材確保競争 ・中小企業の手不足は依然として深刻、今後、労働人口の減少により更に深刻化 ・業種別では「建設業」「運輸業、郵便業」「情報通信業」などにおいて不足感が強い ・経営課題として「人材確保」が最も高い 3．DX・生成AIの急速な進展 ・生成AI技術は急速に進展し、国内企業の導入が加速 ・中小企業においてもDX導入が進んでいる ・観光分野では、多言語対応、デジタル案内、キャッシュレス決済等の需要が拡大 4．観光需要の本格回復 ・訪日外国人旅行者数はコロナ禍前を上回る水準まで回復 ・日本人の国内旅行消費額の拡大 ・東京都心部では宿泊、飲食、小売、文化体験需要が拡大 ・MICE 需要の回復による地域経済波及効果も期待 5．スタートアップ・イノベーション政策の強化 ・国や東京都においてスタートアップ支援策が強化 ・AI関連スタートアップへの投資が活発化 ・大企業とスタートアップによるオープンイノベーションの進展 6．再開発と都市機能高度化の進展 ・港区では大規模再開発が継続して進行している。 ・地価・賃料上昇による小規模事業者への影響も懸念されている。 ・地域コミュニティや地域商業との共存が課題となっている。 7．国際都市としての競争激化 ・東京の都市間競争は、観光・MICE・国際ビジネスの各分野で激化 ・シンガポール、ソウル、香港などアジア主要都市との競争の高まり ・国際会議、展示会、ビジネスイベント誘致の重要性の高まり 8．GX・サステナビリティ対応の加速 ・脱炭素やサステナビリティへの対応が企業経営上の重要課題となっている。 ・ESG投資（※1）やGX（※2）関連投資が拡大している。 ・中小企業においても脱炭素経営への対応が必要となっている。 ※1 ESG投資…環境・社会・企業統治に対する企業の取組を重視して投資銘柄を選定すること。 ※2 GX（グリーントランスフォーメーション）…クリーンエネルギー中心へと転換し、経済社会システム全体を変革する取組のこと。 9．多様な働き方・価値観の変化 ・テレワークやハイブリッドワークが定着 ・副業・兼業やフリーランスなど多様な働き方が拡大している。 ・働く場所としての魅力に加え、交流・体験・滞在価値が重視されている。 ・ウェルビーイングやライフスタイル重視の価値観が広がっている。
観光	令和7年観光入込客数推計 2,126 万人 （日本人観光客数 1,993 万人、外国人観光客数 133 万人） 令和7年観光消費額推計 8,058 億円 （都内在住者 689 億円、都外在住者 6,200 億円、訪日外国人 1,169 億円） 来街者調査（外国人／日本人／港区民） 【港区観光の満足度】 ・外国人：92.8％（R1：94.2％） ・日本人：64.8％（R4：73.6％） ・港区民：69.6％（R4：79.1％） 【満足した訪問地】 ・外国人：「東京タワー」「お台場海浜公園」「六本木ヒルズ」 【満足した体験・目的】 ・外国人：「日本食を食べること」「自然・景勝地・庭園観光」 ・日本人：「夜景・ライトアップ」「庭園」「テーマパーク・アミューズメント施設」 【情報入手（日本滞在中・旅行中）】 ・外国人：インターネット、SNS ・日本人： インターネット、SNS、港区HP	観光関連施設調査 【外国人来訪割合（50%以上の割合）】 ・宿泊施設：2.0％、観光・文化関連施設：24.0％、商業施設：55.6％、飲食関連施設：3.2％、物品販売関連施設：3.6％ 【多言語での情報発信（行っている割合）】 ・宿泊施設：62.0％、観光・文化関連施設：74.0％、商業施設：66.7％、飲食関連施設：25.4％、物品販売関連施設：28.6％ 【外国人旅行者の受入意向（受け入れたい割合）】 ・宿泊施設：90.0％、観光・文化関連施設：80.0％、商業施設：100.0％、飲食関連施設：54.0％、物品販売関連施設：67.9％ 【受け入れ時の懸念事項】 ・「言語が異なるためコミュニケーションが難しい」「マナーの問題で日本人のお客様に影響がないか心配」「キャンセルした際の注意事項等の説明・徹底が難しい」 →観光需要の回復を区内消費に結び付けるため、高付加価値観光、MICE、デジタルマーケティング、多言語対応、マナー啓発を推進し、区民生活と調和した持続可能な観光施策を進める必要がある。	

（仮称）港区産業・観光振興プランの位置づけと今後の方向性について

○策定の背景・位置づけ

令和８年度に策定する MINATO ビジョンを踏まえ、産業・観光の各分野における区の施策や取組を一体的に定める新たなプランを策定します。

本プランは、令和９年度からを計画期間とする分野別計画として、「産業・地域振興」分野のうち「産業」・「観光」を担う計画として位置付けるものです。

MINATO ビジョンが 2040 年代を見据えた将来像及び政策・施策を示すのに対し、本プランは、産業・観光に関する方針や具体的な取組を示します。計画期間は定めませんが、４年ごとに施策など一部を改定することとしています。

○（仮称）港区産業・観光振興プランの概要

- ・対象分野：産業、観光の２分野
- ・策定期間：令和９（2027）年度から令和 12（2030）年度までの４年間
- ・今期から「港区産業振興プラン」、「港区観光振興プラン」を統合

【MINATO ビジョンで示す将来像の構成】		
区全体の将来像	分野別計画	産業・地域振興分野の将来像
今を引き継ぎ、社会課題を乗り越え、未来を創る。 「歴史と未来」「都市と自然」「地域と世界」が交差し、一人ひとりが自分らしく、幸せに暮らせるまち	子ども・子育て	文化と芸術がまちを織りなす。 人と企業が共創するグローバル・クリエイティブシティ ○ 創造と交流があふれ、進化するまち ○ 世代も国籍も超えて、つながりが広がるまち ○ 世界と歴史が会える、文化が息づくまち
	福祉・保健	
	街づくり	
	環境・リサイクル	
	防災・危機管理	
	産業・地域振興	
	教育	

計画の体系

MINATO ビジョン	産業・地域振興分野	
	港区地域振興プラン	
	港区産業振興プラン	（仮称）港区産業・観光振興プラン

○現行プランの体系と今後の方向性

目標		分野	施策体系		主な取組、成果	今後の方向性
持続的発展 と地域とともに歩み、未来を創る	産業	中小企業支援	新たな価値の創造と経営基盤の強化	新たな価値創造へのチャレンジ	1. 経営基盤強化支援 商工相談、出前相談、巡回相談の実施、融資あっせん、各種補助金の交付 2. 情報提供・利用促進 産業振興センターを拠点としたセミナー開催、ビジネスに有用な情報発信の強化 3. 成長・挑戦支援 スタートアップ支援、産学官連携の推進、新製品・新技術開発支援、販路拡大支援、人材確保・育成支援 4. 新たな経営課題対応 事業承継支援、DX 導入支援	国際情勢の不確実性や物価高騰、人手不足の深刻化、デジタル化の進展などにより、中小企業を取り巻く経営環境は大きく変化しています。こうした構造的課題に対応し、区内産業団体及び企業の持続的な成長と新たな価値創出を実現するため、支援施策のさらなる高度化を図ります。 具体的には、経営相談、融資あっせん、各種補助金といった従来の支援に加え、企業の成長段階や経営課題に応じた伴走型支援を強化し、「点から線へ」と支援を進化させ、継続的な成長を後押しします。 また、産業振興センターを中核拠点として位置づけ、スタートアップ支援、産学官連携、DX 推進、人材確保・育成などの施策を有機的に連動させることで、企業の経営基盤強化と競争力向上を図ります。 さらに、事業者ニーズを的確に捉えた情報発信と支援制度の機動的な見直しを進めることで、創業から事業承継まで切れ目のない支援体制を構築し、多様な主体が挑戦し続けることができる産業エコシステムの形成を目指します。
				経営基盤の強化と次世代につながる事業承継支援		
				ビジネス情報の集約と発信の強化		
			企業経営を支える人材の確保・育成と多様な働き方の推進	産業団体の組織体制強化		
				多様な人材の確保・育成		
				働きやすい環境づくり		

目標	分野		施策体系		主な取組、成果	今後の方向性
振興と持続的発展 「港区産業」の 振興と持続的発展 「港区産業」の 振興と持続的発展 「港区産業」の	産 業	商店街支援	地域とともに発展 する産業の実現	魅力的な商店街づくり	1. にぎわい創出支援 商店街イベント、個店運営への補助金交付 → 商店街主体の集客・地域交流の促進 バズらせプログラム、商店グランプリ → 商店街イベントや店舗の魅力発信 2. 消費喚起施策（需要創出） みなトクP A Yの活用（プレミアム商品券 発行支援、ポイント還元キャンペーン） → 商店街での購買を直接的に喚起 3. 連携・実施体制強化 港区商店会振興組合連合会、港区商店街連 合会と連携した事業実施、事務局体制強化 → 施策の実行力を確保、増強	みなトクP A Yを活用したプレミアム商品券の発行やポイント還元キャンペーンを切れ目なく 実施することで、継続的な消費喚起を図り、地域経済の活性化を推進してまいります。 あわせて、みなトクP A Yの取扱い効果や個店向け補助金など、商店会加盟のメリットを効果 的かつ的確に発信することで、各商店会の会員確保を促進し、持続可能な商店会・店舗運営を後 押しします。 さらに、担い手不足の中で限られた人員により運営されている商店会活動に対し、ボランティ ア派遣等の人的支援の充実を図るとともに、猛暑や豪雨などの異常気象への対応を含め、商店会 イベントを持続的かつ安定的に実施できるよう有効な補助事業を提供し、にぎわいの維持・強化 に取り組みます。 また、港区商店街連合会を中心に、区内商店会の魅力発信や、区全域を対象とした広域的な にぎわい創出事業の展開に向け、連携体制の強化を図ります。
				地域に親しまれる店舗づくり		
				社会課題の解決につながる事業 展開の支援		
				地域産業の活性化		
実現 「トキメク、ミナトク 「誰かがにぎわいとやすらぎに出会える都市観光の 実現」	観 光	観光振興	港区の魅力を生か した持続可能な都 市観光の推進	港区の特色や観光資源を最大限 活用した魅力創出	1. 魅力創出（コンテンツ形成） 水辺、歴史・文化、夜間景観など港区なら ではの観光資源を活用、観光資源を活かした 魅力づくりの推進 2. 回遊促進・賑わい創出 多様な主体（観光協会等）との連携、来訪 者の周遊・回遊を促す仕組みの構築 3. 受入れ環境整備（基盤整備） 観光客・来訪者・区民にとっての安全・安 心で快適な都市観光の実現、受入れ体制の整 備 4. プロモーション・情報発信 映像や体験を活用した魅力発信、SNS 等によ る国内外への情報発信、シティプロモーショ ンの推進	観光需要の回復・拡大を踏まえ、水辺をはじめとした区内の多様な観光資源を効果的に結び付 け、回遊性の向上を図るとともに、高付加価値な体験の充実により、滞在時間の延長と観光消費 の拡大につなげてまいります。 また、I Pコンテンツ（※1）の活用やふるさと納税、フィルムコミッションの取組等、多様 な主体と連携したシティプロモーションを推進するとともに、SNS等のデジタル媒体やマーケ ティング分析を活用した戦略的な情報発信を強化し、国内外からの誘客を一層促進します。 さらに、国際都市としての魅力向上に向け、DMO（※2）と連携したM I C E（※3）誘致を 推進することで、来訪者の受入れを拡大し、地域経済への波及効果の最大化を図ります。 これらの取組により、区民生活との調和を図りながら、持続可能で質の高い都市観光の実現を 目指します。 ※1…映画・ドラマ・アニメ・漫画等の著作権 ※2…Destination Management Organization。観光施設や地域の資源に精通し、地域と協働し観 光地域づくりやMICEの受入れを行う法人、組織のこと（港区内には東京都及び（公財）東京観 光財団がMICE受入の育成拠点として指定した4つの地域で活動するDMOが存在する）。 ※3…企業等の会議（Meeting）、報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際会（Convention）、 展示会・イベント（Exhibition/Event）の頭文字をとったもので、多くの集客交流が見込まれる ビジネスイベントの総称。
				安全・安心で快適な都市観光を 満喫できる受入環境整備		
				国内外に向けた戦略的なシティ プロモーションの推進		